

学校飲料水・プール水・雑用水水質検査業務 仕様書

1 水質検査内容

検査区分	項目	検査回数	検査箇所	検査対象
飲料水 検査	一般細菌	年 1 回	1 か所	小学校 13校 中学校 10校 (別紙1 参照)
	大腸菌 (群)			
	塩化物イオン			
	遊離残留塩素			
	味、臭気、色度、濁度			
	水素イオン濃度			
	有機物等			
プール水 水質検査	水素イオン濃度	30日ご とに1回	4 か所	小学校 13校 (別紙2 参照)
	濁度			
	遊離残留塩素			
	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)			
	大腸菌 (群)			
	一般細菌			
	総トリハロメタン	年 1 回	1 か所	
	循環ろ過装置出口の濁度			
雑用水 検査	水素イオン濃度	年 2 回	1 か所	二葉小学校 川東小学校 七葉小学校 紫雲寺中学校
	臭気			
	外観			
	大腸菌			
	遊離残留塩素			

2 検査期間

- ・ 飲料水検査 9月から11月
- ・ プール水水質検査 プール使用期間である6月から8月
- ・ 雑用水検査 5月から7月まで、9月から11月まで

3 本業務実施にあたり根拠となる法律

- ・ 学校保健安全法 第5条
- ・ 学校保健安全法施行規則 第1条

4 その他

- ・ 検査の結果、学校保健安全法の基準値を上回った場合は速やかに再検査を実施すること。
- ・ 採水実施は、受注者が行うこと。
- ・ 採水作業については、学校と調整の上、実施すること。
- ・ 関係法令等を遵守し実施すること。

5 請求書提出先 新発田市役所豊浦庁舎2階新発田市教育委員会学校教育課 TEL 0254-22-9532

- ※ 契約終了後、この契約に関しての業務評価をいたします。
- ※ 提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。